

平成 31 年度 建設工事入札制度の改正について(予告)

平成 31 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度の改正を次のとおり予定しています。

ご理解とご協力を願いします。

1 発注業種の変更予告

建設業法の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、「解体工事業」が新設されたことに伴い、解体工事の発注業種を次のとおり変更します。

平成 31・32 年度入札参加資格審査申請において、解体工事の入札参加を希望する事業者は、発注業種変更に対応できるよう「建設業許可」「経営事項審査」「営業所ごとの営業しようとする建設業」など関係機関への申請、諸手続きを計画的に進めてください。

- (1) 業種 現在の「とび・土工・コンクリート工事」により発注していた解体工事を「解体工事」の入札参加資格により発注します。
- (2) 適用時期 平成 31 年 4 月発注工事から適用します。
(平成 31 年 2 月受付予定の平成 31・32 年度入札参加資格審査の格付けにより「解体工事」による発注を開始します。)
- (3) 対象工事 工作物等の解体を行う工事